

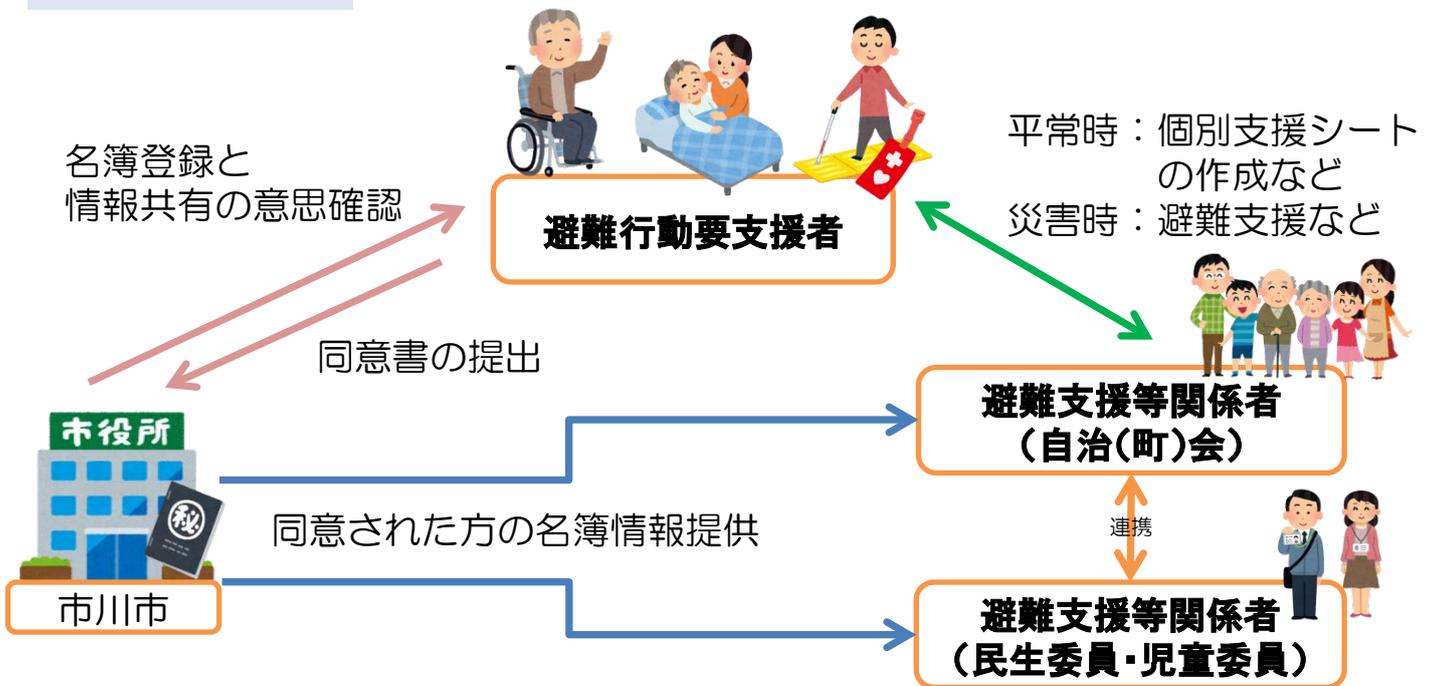
地域ぐるみで避難するために！



制度について

災害が発生した時に一人で避難することが困難な方（避難行動要支援者）の情報を、ご本人の希望に基づき名簿に登録し、避難支援等関係者と普段から共有しておくことにより、見守りなどを通し、災害時の避難支援等につなげていきます。

制度の流れ



避難行動要支援者の対象者

市川市では、生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方（該当者のうち、施設入所および長期入院している方は除く）を指します。

- ①要介護認定3～5を受けている
- ②身体障害者手帳を所持している
- ③療育手帳を所持している
- ④精神障害者保健福祉手帳を所持している
- ⑤市の障害福祉サービスを受けている
- ⑥市川市難病患者等福祉手当を受給している
- ⑦その他、名簿への登載を希望している
  - ↳①から⑥に該当しないが、相応の支援を必要とすることから登載を希望する方
  - ↳災害時要援護者名簿(旧制度)に登載されていた方で、①から⑥に該当しないが、引き続き名簿への登載を希望する方

### Q. 情報の共有はいつするの？

A. 年に1度、更新した情報を共有します。

### Q. 個人情報を守られる？

A. 名簿情報の提供を受けた方には法律に基づく守秘義務があります。個人情報は、適正に管理し、避難支援に係わる目的以外には使用しません。

### Q. 情報共有すれば助けてくれるの？

A. 平常時において情報共有がなされた場合でも、災害の種類や規模、被災状況により、必ず支援を受けられることを保証するものではありません。また、支援にあたる方が法的な責任や義務を負うものではありません。

### Q. だれと情報を共有するの？

A. 避難支援等関係者（自治(町)会、民生委員・児童委員）です。  
※情報の適正管理のために行政と覚書を交わした避難支援等関係者に限ります。

### Q. どんな情報を共有するの？

A. 氏名、生年月日(年齢)、住所または居所、電話番号その他連絡先、支援を必要とする事由(介護度や障害等級など)です。

### Q. 登録するにはどうしたらいいの？

A. 市川市避難行動要支援者名簿登録申請書兼情報提供同意書を地域支えあい課に郵送してください。

## 自助の取組のお願い

- ①自治（町）会への加入
- ②平常時における防災訓練への参加
- ③備蓄品の確保
- ④情報取得の手段確保
- ⑤個別支援シートの策定への協力

└「市川市避難行動要支援者名簿登録申請書兼情報提供同意書」の裏面が個別支援シートとなっています。支援が必要な理由や支援の方法などを、避難行動要支援者と避難支援等関係者（自治(町)会、民生委員・児童委員）がお互いに理解しておくために設けたものです。

## 同意にあたっての留意事項

※市は災害時には同意の有無に関わらず避難行動要支援者名簿を支援活動に活用することがあります。

## お問い合わせ先

市川市 福祉部 地域支えあい課 地域づくりグループ  
〒272-0026  
市川市東大和田1-2-10 分庁舎C棟2階  
電話：047-712-8518 FAX：047-712-8789